

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部

教育後援会 課外活動褒賞規程

(目 的)

第1条 この規程は、スポーツ、文化・芸術活動または学術活動で、顕著な成果を修めた学生個人または学生団体に対し褒賞することによって、学生生活の充実および課外活動の奨励を図ることを目的とする。

2 この規程に基づく制度は、「教育後援会課外活動褒賞制度」と称する。

(褒賞対象者)

第2条 この制度の褒賞の対象者は、本学に在学する学生個人または本学が承認する学生団体とする。

(褒賞対象とする成果)

第3条 褒賞対象とする成果は、次の各号のとおりとする。

(1) スポーツ活動において、国際または全国、それらに準ずる大会において優秀な成績を収めた場合。

(2) 文化・芸術または学術活動において、国際または全国、それらに準ずる大会、コンクール等において優秀な成績を収めた場合。

(褒賞金額)

第4条 この制度により褒賞する金額は、次の各号のとおりとする。

(1) 学生個人においては、5万円を上限とする。

(2) 学生団体においては、20万円を上限とする。

(申請手続)

第5条 この制度の適用を受けようとする学生個人または学生団体は、次の各号の書類を事務局財務課へ提出するものとする。

(1) 教育後援会課外活動褒賞制度申請書（所定用紙）

(2) 大会、コンクール等の実施要項に相当する書類

(3) 表彰状等成績が分かる書類

(4) 大会、コンクール等の予選及び本選の出場者数と入賞者数が分かる書類

(交付決定)

第6条 前項の申請があった場合は、その内容を審査のうえ、評議員会が採否と褒賞金額を決定する。

2 評議員会は、前項の決定を学長に委託することができる。

(支 給)

第7条 褒賞金は、交付決定後速やかに支給する。

(事 務)

第8条 この制度にかかる事務は、法人本部財務課が行う。

(改 廃)

第 9 条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て会長が決定する。

附 則

この規程は、2019年 4 月 1 日から施行する。